



奈市議第416号
平成24年5月31日

奈良市議会議長
上原 篤 様

議会制度検討特別委員長
土田 敏朗

議会制度検討特別委員会中間報告書

本委員会で調査する事項について、下記のとおり、奈良市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告します。

記

- 1 調査事項
議会制度全般について
- 2 調査の状況

| 開催日 | 調査内容 |
|------------|--|
| 平成24年4月6日 | ①「議案の委員会付託」について ②審議会への議員参画の見直しについて ③『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ④「議会基本条例」について ⑤幹事長会の申し合わせ事項の改善について ⑥議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑦その他 |
| 平成24年4月26日 | ①「議案の委員会付託」について ②審議会への議員参画の見直しについて ③『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ④「議会基本条例」について ⑤幹事長会の申し合わせ事項の改善について ⑥議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑦その他 |
| 平成24年5月31日 | ①「議案の委員会付託」について ②審議会への議員参画の見直しについて ③『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ④「議会基本条例」について ⑤幹事長会の申し合わせ事項の改善について ⑥議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑦その他 |

3 調査の結果（委員会における決定事項）

| 調査事項 | 調査結果 |
|------------------------------|--|
| 議案の委員会付託について | <ul style="list-style-type: none"> ・予算決算委員会を設置すべき。 ・6月定例会で実施（一部試行）すべき。 ・委員長報告及び分科会長報告について、簡素化を図り、各委員長・分科会長で作成すべき。 引き続き調査を継続する。 |
| 審議会への議員参画の見直しについて | <ul style="list-style-type: none"> ・根拠が「法令」及び「条例」によるものは、従来どおり参画すべき。 引き続き調査を継続する。 |
| 『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第100条の2による専門的知見の活用により調査すべき。 引き続き調査を継続する。 |
| 「議会基本条例」について | <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の体系について、全12章の章立てとすべき。 ・議会基本条例制定のロードマップ案について工程どおり進めるべき。 ・地方自治法第100条の2による専門的知見の活用により調査すべき。 引き続き調査を継続する。 |